川崎市病院局職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱

（平成１９年　４月　１日
１９川病総庶第 1168 号）

川崎市病院局におけるハラスメントの防止に関しては、川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱（平成１１年３月２３日１０川総人第５０８号。以下「市要綱」という。）の規定（第６条及び第１０条の規定を除く。）を準用する。この場合において、第４条第２項、第５条及び第７条中「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、第８条中「相談員及び苦情相談」とあるのは「苦情相談」と、第９条第１項中「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、同条第２項中「苦情相談窓口又は次条」とあるのは「市要綱第６条第１項に定める苦情相談窓口又は市要綱第１０条」と読み替えるものとする。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年６月１日から施行する。